

平成18年(行ウ)第703号 公文書不開示決定処分取消等請求事件

原告 吉澤 文寿ほか9名

被告 国

準備書面(2)

平成19年7月10日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告指定代理人

池 下



中 島 千 絵 美



箕 浦 裕 幸



山 田 重 夫



室 田 幸 靖



長 尾 成 敏



秋 山 麻 里



植 木 英 俊



清 水 享 幸



大 野 祥 祥



小 川 伴 伴



望 月 千 洋



被告は、本書面において、外務大臣が本件開示請求に対し、情報公開法11条に基づき、開示決定等の期限の特例を適用して開示決定等をする期限を開示請求のあった日から約2年後の平成20年5月26日と定めた理由について、ふえんして主張する。

第1 本件対象文書の分量が膨大であることなど

- 1 平成19年5月8日付け被告の準備書面(1)(以下「被告準備書面(1)」という。)で述べたとおり(16ページ)、本件対象文書については、開示請求の関係文書が含まれていると特定したファイルが183冊にも上る膨大な量のものであるところ、ファイルの分量ばかりでなく、いずれのファイルも200枚から400枚程度の文書が編てつされているものであることから、審査対象文書は3万6千枚から7万3千枚以上にも及ぶものであると認められた(乙第6号証)。また、これらファイルは、会議録だけでなく、第三国の情報や、日本国政府内での非公式打ち合わせ記録やメモ等種々様々な行政文書が編てつされているものである。なお、本件開示請求において、既に関示した部分(平成19年4月27日付情報公開第00891号中の文書36)に、当時の第三国に関する記録が挿入されていた実例は乙第7号証のとおりである。
- 2 一般に、外務大臣に対して情報公開請求がされた場合、対象となる文書を特定した後、内部部局においては、当該対象文書の開示・不開示等を決定するに当たり、当該文書をすべてコピーした上で、決裁書の表紙、当該文書に含まれる行政文書の一覧表及び概要等を作成し、決裁用書類としての体裁を整えた後、外務省内の関係各部署における審査を経るという手順を踏んでいる。また、対象となる文書の中に外務省外の関係省庁にも関係するものが含まれる場合は、必要に応じ、当該関係省庁における審査を経ることも必要となる。この点についても、実際に、他省庁への合議により、部分開示(一部不開示)とした例は乙第7号証のとおりである。

そのため、本件の場合も、上記183冊にも上るファイルに編てつされたすべての文書について、コピー、一覧表等の作成、決裁用書類としての体裁を整えるといった手順を踏んだ上で、関係各部署における審査等の手続を経ることとなる。

なお、対象文書すべてについてコピーを作成するのは、次の理由による必要性があることによる。

- (7) そもそも原議は、外務省の正式な記録として保管されているものであり、同文書に書き込みをするなどの加工・加筆は一切許されない。
- (4) 上記のとおり、場合によっては、関係省庁作成の行政文書について、当該関係省庁の審査を経る必要があるところ、原本を使って他省庁と合議をすることはできず、また、同時に複数の省庁と合議をすることも考えられる。
- (7) また、特に本件対象文書については、作成後ほぼ50年が経過していることにより、紙の劣化が激しい文書が存するほか、極薄のセロハン紙に印字して作成した文書も存することから、これらの文書の損傷を避ける必要がある。ところで、本件対象文書については、183冊のファイルの文書すべてをコピーするに当たり、上記のとおり、紙の劣化が激しい文書や損傷しやすい極薄のセロハン紙に印字された文書が多く（乙第8号証）、コピーを作成するに当たっては、歴史的文書である原議を破損することのないよう、編てつされた文書をファイルからすべて取り外した上で1枚1枚細心の注意を払いながら慎重に作業を行う必要があることから、コピー機の自動送紙機能を使用して作業することはできない。よって、コピー作成作業自体、著しく手間がかかる作業となる。

この結果、1人の担当官がかかる作業に専従できたとしても、せいぜい1日にファイル1冊程度の文書のコピーを作成するのが限度であるところ、もとより、外務省において扱っている情報公開請求案件は本件開示請求だけではなく、他の業務にも時間を割かざるを得ない状況にあることから、たとえ本件開示請

求に優先的に対応したとしても、現実にはファイル1冊分のコピーを作成するのに2日以上要することとなり、勤務日数等を考慮すれば、ファイル183冊分の決裁用書類を整えるだけでも、1年以上の時間を必要とすることが予想された。

第2 本件対象文書の審査等に時間を要することなど

- 1 本件対象文書については、被告準備書面(1)でも述べたとおり(16ないし19ページ)、情報公開法5条の「不開示情報」に該当する情報が記録されているか否かの審査を慎重に行う必要があるところ、本件対象文書の記載内容の性質から、基本的に、大臣官房情報公開室、アジア大洋州局北東アジア課、さらに、必要に応じて国際法局等関連部局の協力を得ながら審査を行う必要がある。

また、当該審査は、慎重に行う必要のあるものであり、本件対象文書の重要性にかんがみれば、担当官1人の判断のみにおいて実質的に課や室としての判断をすることはできないものであって、課長あるいは室長自身が実質審査を行う決裁手続、すなわち二重のチェック体制が必要となる。そして、他の業務の分量・質にかんがみれば、1日にせいぜいファイル1冊分程度の審査を行うのが限度であり、情報公開室及び北東アジア課において、それぞれ、最低限1日程度の時間を審査に費やすことが必要となる。

さらに、各文書の内容によっては、国際法局や他の省内関係部局の合議にかける必要が生じる場合があるほか、他の関係省庁(法務省、警察庁、財務省等)の合議にかける必要がある場合もある。特に、被告準備書面(1)(19ないし20ページ)で触れた竹島問題等現在でも日韓間で立場が異なる問題や、請求権問題に係る文書については、条約その他の国際法に関する解釈権限を有する国際法局との協議が欠かせないものである。

- 2 ところで、被告準備書面(1)で述べたとおり(21ページ)、北東アジア課については、極めて重要な対韓国、対北朝鮮の外交政策を同時並行的に遂行し

ているものであり、また、多数の情報開示請求に対する対応等も必要とされているところ、このような状況において、本件対象文書の審査に割くことができるのは、担当官1名及び決裁権者たる同課長のみである。また、多数の情報開示請求への対応等の必要から、情報公開室においても1名の担当官による対応が限度である。そのため、これらの人員で183冊のファイルの審査すべてを行わなければならないが、情報公開室及び北東アジア課のいずれにおいても、担当官は、本件開示請求への対応のみに専従できないばかりか、北東アジア課においては、上述のとおり情報公開関連業務のみに専従することは事実上極めて困難である。この点、情報公開室においては、年間約1000件前後の情報開示請求に対し、3ないし4名の担当官で対応している状況にあり、北東アジア課については、被告準備書面(1)19ないし21ページで詳述したとおり繁忙を極め、ほとんどの課員が日常的に深夜まで業務を行う（国会会期中などは、複数の課員が明け方まで執務することもしばしばである）など省内でも最も多忙な職務環境にある部署の一つとなっているところ、当該業務のほか、平成16年度ないし同18年度の同課主管の情報開示請求が、それぞれ99件、32件、29件あり、前年度等からの延長案件を含めると、本件開示請求を受理した時点で、すでに約100件の処理案件を抱えている状況にあった。

- 3 さらに、情報開示決定等を行うための審査は、請求対象文書の多寡の他、請求内容により、審査に要する時間が相当左右される状況にあり、取り分け、本件開示請求のように、現在進行中の外交課題と密接な関わりのあるものについては様々な観点から慎重な判断を要するものである。

加えて、本件開示請求に係る「日韓国交正常化交渉（日韓会談）各時期の本会議及び委員会の会議録・関連資料、日本政府が作成した公文書」については、議事録・関連資料等が整然と一つのファイルに綴じられているものではない上、第三国の情報や、日本国政府内部での非公式打合せ記録やメモ、その他様々な関連情報が随所に差し挟まれている場合も少なくなく、開示請求の対象と

なる文書を判別するだけでも容易ではない状況にある。

- 4 また、情報公開法第5条1号(個人に関する情報)の該当の有無については、比較的機械的な審査が可能であるものの、その他の不開示事由に該当するか否かの判断は、現在の日韓関係等を踏まえて慎重に行う必要がある。しかもかかる審査はファイル約183冊のすべてに対して均質に行う必要があるところ、文書の種類によっては開示文書全体を通しての開示・不開示基準の平準化を図るべく、一度審査を終えたものについても最終的な決定通知を行う前に、他の文書における開示、不開示部分との齟齬がないかについて最終チェックを行う必要がある。つまり、「1ヶ月に何文書ずつ」という様に処理を終えたものから順次開示決定をすることは、本件文書の性質上困難な場合が多いのである。

よって、これらを勘案すると、実体審査には原告の想像をはるかに超える労力と時間を要することになる。(なお、この点に関し、原告は、訴状4.(4)において、「...本件開示請求から約半年経過したが、(平成18年)8月17日の本件文書の一部不開示以降、たった1つの文書も開示されていない。」と主張するが、上記のような事情から、「通知決定がなされていないこと」と「実体審査が進んでいないこと」は同義ではない。)

そして、何より、決裁用書類の作成、北東アジア課、情報公開室、外務省内関係部署における審査や合議、他の関係省庁における合議等は、同時並行的に行い得るものではない。

第3 まとめ

以上を考え併せると、ファイル1冊の審査を行うためには、合議等の必要性にもかんがみれば、少なくとも3日は要するものと想定され、年間勤務日数が約250日であることを考慮すると、全ての文書に関する開示等の決定をするまでに優に2年以上かかることが予想された。しかしながら、外務大臣としては、本件開示請求の重要性等を総合的に勘案し、他の様々な事務がある中で、可能

な限り優先度を付して処理すべきであると判断から、最終的な開示決定等をする期限について、請求のあった日から約2年後とすることを決定したものである。

副本

平成18年(行ウ)第703号 公文書不開示決定処分取消等請求事件

原告 吉澤 文寿ほか9名

被告 国

証拠説明書(2)

平成19年7月10日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告指定代理人

池	下	朗	
中	島	千絵美	
箕	浦	裕	
山	田	重	
室	田	幸	
長	尾	成	
秋	山	麻	
植	木	英	
清	水	京	
大	野	祥	
小	川	伸	
望	月	千	

略語等は、答弁書の例による。

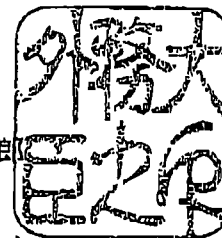
号 証	標 目 (作成者等)	原 本 写 し の 別	作 成 年 月 日	立 証 趣 旨
乙第6号証	写真 (外務省大臣官房 総務課情報公開 室)	写 し	H19. 6. 8 撮影	本件対象文書が膨大な量であることを明らかにする。
乙第7号証	平成19年04月 27日付け情報公 開第00891号「行 政文書の開示請求 に係る決定につい て(通知)」 (外務大臣 麻生 太郎)	写 し	H19. 4. 27 付け	本件開示請求において、既に開示した部分(平成19年4月27日付情報公開第00891号中の文書36)に、当時の第三国に関する記録が挿入されていた実例を明らかにする。
乙第8号証	写真 (外務省大臣官房 総務課情報公開 室)	写 し	H19. 6. 8 撮影	本件対象文書については、183冊のファイルの文書すべてをコピーするに当たり、紙の劣化が激しい文書や損傷しやすい極薄のセロハン紙に印字された文書が多いこと等を明らかにする。

乙第 7 号証

情報公開第00891号
平成 19年04月27日

吉澤文書 他432名(代理人:山本直好)様

外務大臣 麻生 太郎



行政文書の開示請求に係る決定について (通知)

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表(別紙)のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等
別紙に掲げる、日韓国交正常化交渉(日韓会談)各時期の本会議及び委員会の会議録
・関連資料、日本政府が作成した公文書
2. 開示請求番号 2006-00588
3. 開示請求受付日 平成18年04月25日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定に取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

東京地方裁判所。

[備考]

今回の開示決定等通知は最終決定ではなく、今後、追加的に開示決定等を行う予定です。

開示請求番号: 2006-00508

開示請求対象行政文書一覧表

【 1頁】 (別紙)

33	行政文書の名称等: 民主新報 (釜山発行 中立)
決定区分: 開示	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 5枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。
全部 一部 (希望する部分:)
2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 50円
全部 一部 (希望する部分:)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付
 記憶媒体に複写したものを交付する場合: 50円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分:)
 複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

34	行政文書の名称等: 世界新報 7月24日付 社説
決定区分: 開示	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 10枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。
全部 一部 (希望する部分:)
2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 100円
全部 一部 (希望する部分:)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付
 記憶媒体に複写したものを交付する場合: 100円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分:)
 複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

35	行政文書の名称等: 国際新報 10月15日付
決定区分: 開示	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 8枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。
全部 一部 (希望する部分:)
2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 80円
全部 一部 (希望する部分:)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付
 記憶媒体に複写したものを交付する場合: 80円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分:)
 複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

36	行政文書の名称等: 送付資料
決定区分: 部分開示	
決定に係る該当条項: 5条9号	
決定理由: 公にしないことを前提に提供された他国の動向に関する情報であり、公にすることにより、他国との信頼関係を損なうおそれがあるため、不開示としました。	

開示実施可能な媒体の種類: 文書または図画

数量: 20枚

希望する開示の実施方法を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。
全部 一部 (希望する部分:)
2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 200円
全部 一部 (希望する部分:)
3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付
 記憶媒体に複写したものを交付する場合: 200円+媒体の料金
全部 一部 (希望する部分:)
 複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

開示請求番号: 2006-Q0588

開示請求対象行政文書一覧表

【 2頁】 (別紙)

37	行政文書の内容等: 李厚洛駐日大使の演説
決定区分: 開示	

開示実施可能な媒体の種類別: 文書または図画

数量: 15枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

全部 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 150円

全部 一部 (希望する部分:)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付

記憶媒体に複写したものを交付する場合: 150円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分:)

複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

38	行政文書の内容等: 韓国の対日態度判断資料
決定区分: 開示	

開示実施可能な媒体の種類別: 文書または図画

数量: 6枚

希望する開示の実施方法等を以下に選択/記入してください。

1. 閲覧 <説明事項> 【参考】の欄を御覧ください。

全部 一部 (希望する部分:)

2. 写しの交付 全て白黒で交付した場合: 60円

全部 一部 (希望する部分:)

3. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録の交付

記憶媒体に複写したものを交付する場合: 60円+媒体の料金

全部 一部 (希望する部分:)

複写する媒体: FD CD-R DVD-R (指定がない場合は最少数の媒体に複写します。)

<説明事項> 開示請求番号: 2006-00588

【開示を実施することのできる日時、場所等】

- ・ 2007年05月01日～2007年06月06日(土日祝日及び年末年始を除く。)
9時45分から17時30分まで(12時30分～13時30分を除く。)
(なお、受付時間は午前・午後とも終了時刻の15分前まで)
- ・ 外務省大臣官房総務課情報公開室
東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話: 03-5501-8068 FAX: 03-5501-8067
- ・ その他特記事項:

【行政文書の開示の実施方法等申出書の記載方法について】

開示の実施の方法は、「開示請求対象行政文書一覧」の希望する開示の実施方法を選択/記載してください。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択/記載すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは「閲覧」する等)もできます。また、一旦、実施を受けた後に、別の方法による実施を受けることもできます(最初に実施を受けた日から30日以内に、「行政文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

【開示実施手数料の算定】

①基本額の算出

開示実施手数料は、開示請求対象文書一覧の「媒体の種類」及び「数量」から行政文書毎の開示実施手数料を算出してください。

②媒体の料金

フロッピーディスク(FD)、CD-R又はDVD-Rでの交付を希望される場合は、媒体の料金を加えてください。各媒体の料金は以下のとおりです。ただし、FDの場合は、開示実施文書(スキャンした文書)の数量が10枚を超えるときには、2枚以上必要となることがありますので、必要なFDの枚数を情報公開室に御照会ください。

FD(1枚): 50円 CD-R(1枚): 100円 DVD-R(1枚): 120円

③開示請求手数料の控除

①の合計から開示請求の際に納付した開示請求手数料を差し引いた額が、納付する開示実施手数料です。但し、一つの請求事案において、これまでに控除された額は控除の対象外ですので御注意ください。過去に控除された額が開示請求手数料に達している場合は、それ以上は控除されませんので、①の基本額の金額を納付する必要があります。

【開示実施手数料の納付】

開示実施手数料相当の収入印紙を「行政文書の開示の実施方法等申出書」に貼付してください。なお、「行政文書の開示の実施方法等申出書」を情報公開窓口を持参される場合には、現金納付も可能です。

【手数料の減免】

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、「開示実施手数料の減額(免除)申請書」を提出してください。

【郵送料の納付】

写しの送付を希望される場合は、「行政文書の開示の実施方法等申出書」の所定の場所にその旨を記載してください。この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になります。郵送料の計算方法については、写しの送付を希望される行政文書の数量を合計した上で、「国内郵便料金表」(日本郵政公社)参考にして計算してください。なお、重量については、A4版用紙1枚は約4.3gとし、封筒(定形外)1枚約30gとしてください。また、記憶媒体での交付の場合は、FD1枚は50g、CD-R及びDVD-Rは100gとしてください。なお、「ゆうパック」を利用することで、実際の送料が計算された額よりも安くなる場合があります。

【参考】(紙媒体のみを対象としています。)

- ・ 開示の対象となったすべての行政文書を開示する場合の開示実施手数料
閲覧: 100円 全て白黒で複写したものの交付: 640円
- ・ 開示の対象となったすべての行政文書の写しの送付を希望する場合の郵送料(見込額)
郵送料(見込額): 390円

【開示の実施等について】

情報公開室において開示の実施を受ける場合には、必ず本通知書を御持参ください。開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、不服申立ての方法等について、御不明な点等がございましたら、外務省情報公開室まで御連絡ください。

秘密指定解除
情報公開室

A' 1.2-1.6

欧亜局長

北東アジア課

参事官

極 秘



より送付越した

資料

東 欧 課 長



1606

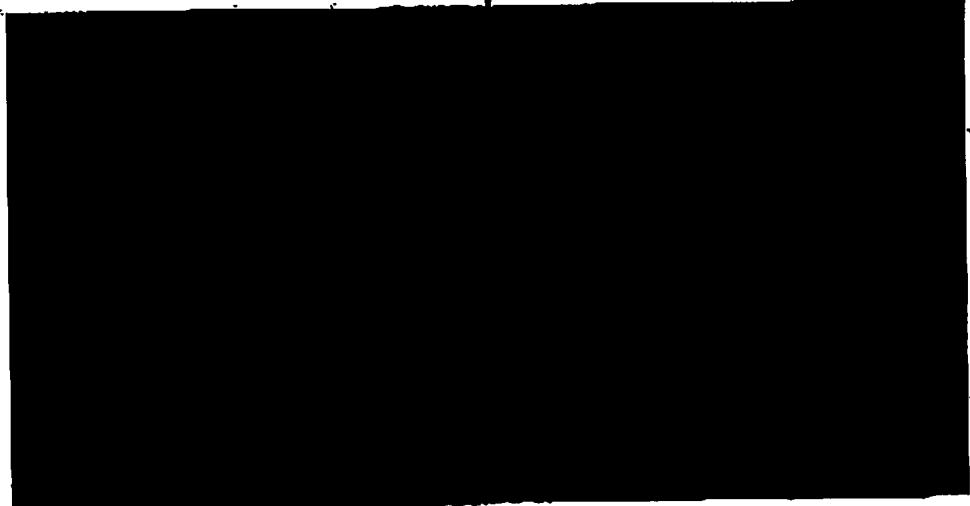
取扱注意

40 10 4

情報(03)乙一ロ

日韓会談をめぐるソ連の動向について

日韓会談に対して、ソ連は折にふれてこれを「東北アジア
 軍事ブロックを企図したものであること」「朝鮮の分裂を固
 定化するものであること」などの理由をあげて非難攻撃して
 いるが、その矛先は主としてアメリカがこれを推しすすめて
 いるとしてこれを攻撃して



1 対日論調等

日韓会談については、昨年12月の第7次交渉以来交渉
 開始時、京城(222)および東京(423)における仮

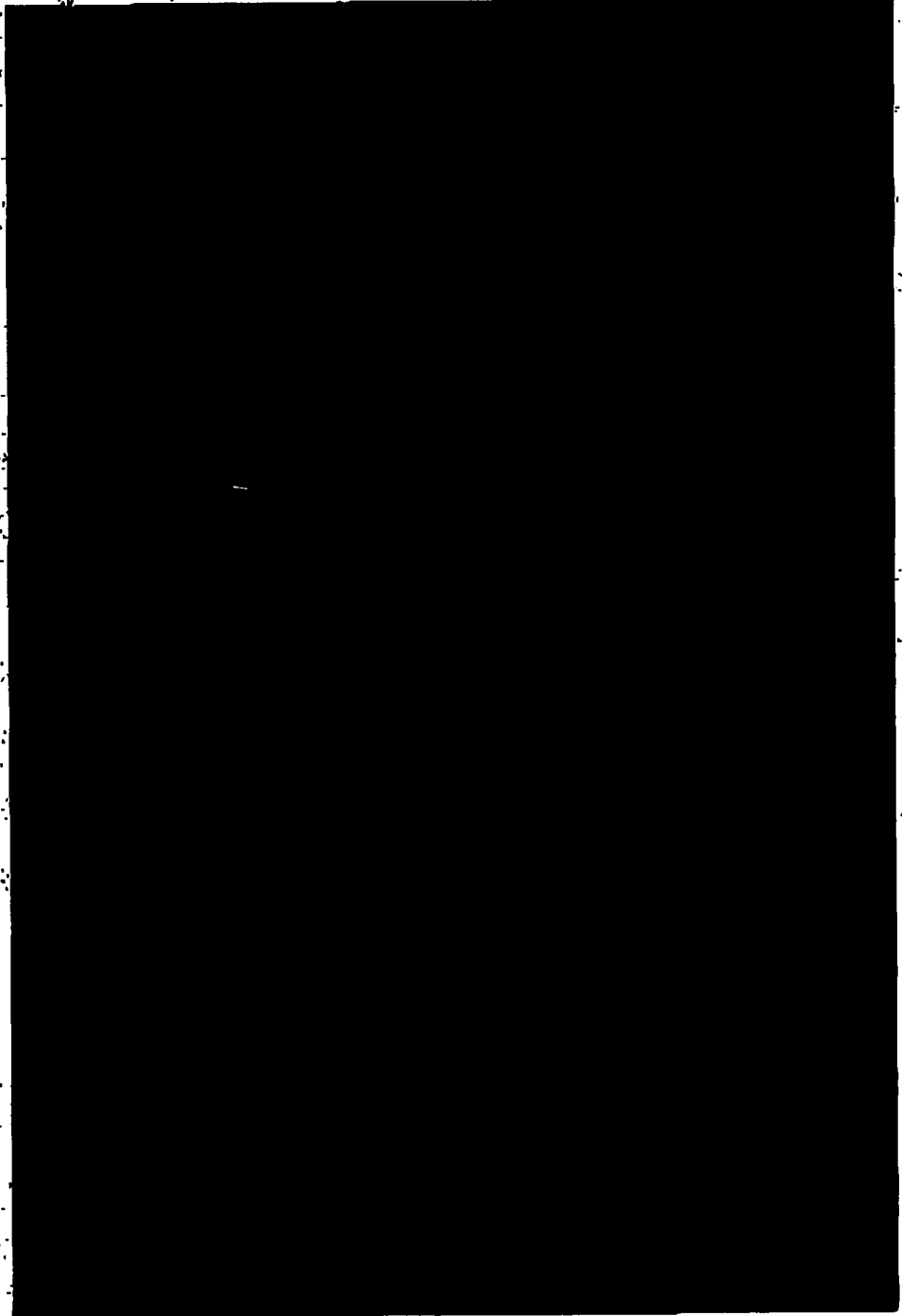
調印時、東京における正式調印（6.22）時および韓国
国会批准（8.14）時あるいは北鮮関係の行状等に関連し
てブラウダ、イズベスチヤ、モスクワ放送などで論説、論評し
て、非難攻撃をしているが、その状況を見ると

(1) ソ連政府の見解としては（7月3日タス通信が権限を
与えられたと発表している）、6月23日付の北鮮政府
声明を支持すると述べているだけで具体的な形での態度
の表明はしていない。

(2) 日韓会談を推進しているのは、アメリカであり、東北
アジア軍事ブロック（N.E.A.T.O体制）を企図している
と専らアメリカに対する強い攻撃が向けられており、

(4) 朝鮮動乱15周年（25）およびソ・朝友好援助条約
4周年（7.6）の際の論調あるいはソエレーピンの訪鮮
中の演説（8.14）など北鮮あてと見られるものの中で
は、日韓会談にふれられている部分は極く小部分に過ぎ

友い。



以下 2 頁不開示

別添 対日論議の概要

3.9.12.3
第7次交渉開
始

◎ 7.2.10 モスクワ放送

「無駄な要求」と題して解説

米帝国主義者に唆かされている南鮮軍閥の侵略的野望はよく知られており、それ故に日本は日韓会談で、この地域の情勢の正常化と平和の強化をもたらすことは期待できず、かえつて南鮮の戦力増強をもたらし、平和的方法による朝鮮統一の見透しを悪くし、日本も引込まれるおそれのある軍事挑発が組織される条件が生れることを意味する。

南鮮の支配者とその親玉は、ソ連が今も前渡りなく領土権の範囲を他に及ぼそうとするあらゆる報復主義分子の如何なる陰謀にも断固反対していることである。私達は日本側か南鮮側の無責任な声明に全く平気であることに驚いている。

◎ 7.2.78 モスクワ放送

日韓交渉について今春の交渉が決裂したのは南鮮で激しい反対運動によつたから

である。この交渉反対の主な原因のひとつは、この交渉により朝鮮の分裂がますます固定化させられるというところにある。

◎ 4.0.1.7. ミヌタワ放送

日韓会談の背後では米国の指導の下に極東に新しい侵略プロック N E A T O をつくる帝国主義諸国のたくらみがかくされている。

4.0. 2.1.7

権各外相訪韓

2.2.2

基本条約京城

で仮調印

◎ 4.0.2.1.7. イズベスチヤ

「不評判な訪問旅行」として権各外相の訪韓に関し報道

日韓基本条約は単に両国外交通商関係の正常化のみならず、さらにアジア反共プロックの結成、日本より南朝鮮へ軍事援助をなすものであり、外相の訪韓は、韓国の南越派兵決定に鑑みで、ますます日本がインド支那での米国の冒険に巻き込まれていることになり得よう。

◎ 4.0. 2.1.8. フラウダ

「石を以て迎えらる」と題する平壤特派員電を報道

権名外相の京城着は、乗用車に石と卵をぶつけられ、宿泊ホテルに抗議デモがしかけられ、このため30人以上の逮捕者を出している。など全然友好的といつたものではなく、世論の大部分はワシントンの目論む日韓軍事政治同盟の行手を危惧している。

◎219. エス通信にナダンケビッチ解説員

「日韓会談と侵略ブロック形成の動き」と題し、権名外相の南鮮到着に対する抗議デモを報道し次のように論評

権名外相のソウル訪問は、政治関係の正常化を口実に南朝鮮市場に侵透しようとする日本のくわだてである。それと同時に極東にあらたな侵略ブロックを作ろうとするアメリカの計画に結びついている。南鮮、台湾、フィリッピン、日本の侵略ブロックで日本が主役を演ずることになつてゐる。日韓会談によつて、新ブロック結成の重要段階になるであろう。

◎220. モスクワ放送仮調印に関し報道

日本と南朝鮮は、アジアで新しい親米ブロックを作る上で第一歩をかため、両国の関係の正常化なるものに関する条約案に仮署名を行なった。

◎ 2.2 / モスクワ放送

日韓基本条約に関してのジャパン・タイムスの記事を「許しがたい程事実をゆがめたものである。」と反論報道

ジャパン・タイムスは共産主義ブロックが存在しているといつて日韓正常化なるものを正当化しようとしているが、社会主義共同体はあるが共産主義ブロックなるものの存在は知らない。

ジャパンタイムスは将来の南朝鮮との共同の軍事行動を正当化するために共産主義ブロックという言葉を考えだしそれを日本に適用するものだとしている。ジャパン・タイムスは日米安保条約を弁護するためにのべた言葉の中で念の入った誤りを犯している。

まさにこの条約に日本にとっての大きな危険と脅威がかくされている。

◎ 3.2.1 イスベスチャ にクドリヤツエフ解説員

それは誰に利益か（日韓交渉について）と題して解説

多年難航していた日韓関係が好転したのは、佐藤首相の訪米直後であり、米国のこれに対して強い関心をもっていることを証明している。

日本は韓国を全朝鮮の唯一の合法的代表と認め、朝鮮人民の内政に乱暴干渉し、北鮮に敵意を示し、情勢を尖鋭化している

日本の狙いは南鮮市場への経済的進出にあり米国の狙いは日本による対南鮮「援助」の肩代りにある。このような動きを背景として今後NEATO 結成の声が大きくなつてこよう。

しかし日米の追及する利益が調和せず、かつ日本が米国の占領状態を完全に脱していない以上、日本の対アジア対策政策は、締

局米国のみ利益をもたらしことにならざるを得ない。

極東に関心を有するものは日本政府の歩みに対し、北鮮および中共が表明した抗議に声を合せざるを得ない、ソ連の世論は日本の進歩的勢力の抗議と憂慮に同感を表明している。

◎ 3/4 赤い星 A、セメヨーノフ論文

日本の国民はN.E.A.T.O.を創設しようとするアメリカの計画およびこのような侵略プロックをつくるため、日本南朝鮮条約を利用しようとしているアメリカのくわだてを非難しているが、ソ連の国民もアメリカのこのようにくわだてに抗議と不安を表明している。

アメリカがN.E.A.T.O.の創設をいそいでいる証拠は、日本軍部が作成した三矢作戦のバクロおよび日本南朝鮮条約のようなさいきんのできごとにしめされている。

日本、南朝鮮条約は、日本と朝鮮両国民の

国民的利益に反するだけでなく、基本条約は、朝鮮の南統一にたいする障害を作り出すものである。

4.0.4.3

基本条約以外の条約

東京で仮糊印

◎ 4.5 モスクワ放送

「威信を失っている日本」と題する解説を放送

日本と南朝鮮との間に交渉が終りに近づこうとしているが日本のこの歩みはアジア諸国民の目の前で威信を落していることは愛さない。今後ソウル政府は、日本から受けるドル援助のゆえに南ベトナムにずつと多くの兵器を送れるようになり、ホイゴン政権にも協力していることになる。ベトナム人民に対する米国の軍事侵略に日本が直接引きこまれる危機が一層増大してきている。

◎ 4.19 モスクワ放送ガブローフ解説員

「あてにならないパートナーとの取引」日韓会談によせたと題して放送

日本と南朝鮮の協定の仮糊印を取り上げた

世界の新聞論調に確信の響きがない、これはこれまでほとんど完全にきとまつたと思われた日韓条約が調印の矢先にホコになつたこれまでのできごとがすべての人の記憶にあるからである。

南朝鮮の政権は不安定であり、日本の納税者のふところから出る南朝鮮カイライ政権への援助、借入金債務などは、ソウル政権がきわめて不安定のためまつたく無感になる虞がある。また南朝鮮とのあらゆる取引が確かでない協定に書きこまれたサインのインキがかわききらないうちに早くも双方の解釈が違つている。これは主を意見の対立が交渉の結果解消されたわけではなく、どんな犠牲を払つても協定を達成するようにとの米国の要求によるもので、これでは真の国交正常化の助けにはならない。

◎ 6.16 モスクワ放送で報道

東京の会談で、日韓両国の関係の正常化の問題について原則的にはなしをまとめたが、

これは米国の計画の実現の最も大事な段階である。

5.16

◎ 6.18 モスクワ放送は次のよえに論評

5.27

日韓会談の本協定に達する措置がとられた

朴大統領訪米

とのことであるがこの交渉の強行は米国の

ベトナム侵略強化を背景に進められている。

朴正熙は一つの目的をめざす2つの訓令を

もつて米国から帰ってきた。第1は韓国が

ベトナムにおける軍隊を養成すること第2

は早く日本との関係を調整しその支持を受

けるといふことである。

米国は南朝鮮がベトナム戦で本当におて

になる相手でないので、日韓交渉で日本の

経済力と軍事力をあてにしている。

世界は米国のベトナム侵略に対する抗議

と平和勢力の連帯を表明しており、日本が

南朝鮮の政権と同盟を結ぶことは、いま世

界の世論から侵略と戦争勢力を支持するこ

とであるとみられるおそれがある。

6.22

◎ 6.22 タス通信 ワシントン、ハリコフ

解説員

日韓条約調印と関し、次のような論評

14年にわたってつづけられていた日韓協定が22日調印されたが、日本支配層は南朝鮮政権を朝鮮の唯一の合法的代表とみとめることによつて、朝鮮民主主義人民共和国に対する敵対的態度を公然と表明しているだけでなく、ソウルの一派をはげまし、アメリカとともに朝鮮の分裂深化のもつとも熱狂的な提唱者としてたちあらわれている。

七次にわたる日韓会談を通じてアメリカが第三の当事者として協定達成を促進することに集中された。日本独占体は朝鮮進駐を企図し、アメリカはこれを利用して政治的に工作している。

日韓協定のもつとも危険な側面は、東北アジアに軍事同盟をつくらうとのワシントンの願望である。

6月18日東京の南朝鮮代表部の責任者全

東作は、日本と南朝鮮と台湾の参加する体制の確立を公然と支持している。

朝鮮民主主義人民共和国は一度ならず警告しているが日本当局は注意をばらつていない。

◎ 6.23 イズベチア ワジーリコンボラシ
ニフ

上記同様趣旨

◎ 6.24 フラウダ 赤い星、コムソモリス
カヤ、フラウダ 同様趣旨

6.25

朝鮮戦争 / 5

周年

◎ 6.25 フラウダ トカチエンコ 論議委員

朝鮮戦争 / 5周年にあたり「米軍は南朝鮮から去らなければならぬ。」と題する論文中次のように論じた。

朝鮮の緊張を強め、その分裂を深めているソウルのかいらいは米国の直接の指示で朝鮮人民に反対する新しい犯罪的陰謀に出た。それは6月22日東京で調印された日韓関係に関する条約で、南朝鮮の経済の主要部

門に日本の独占資本が浸透する門戸をひら
き、ソウル政権の立場を強化し米国の音頭
による東アジアの結成を早めることであ
る。

朝鮮民主主義人民共和国政府は23日この
条約は朝鮮人民と日本人民の全般的利益に
反し、極東の平和を脅かしているから無効
であり、直ちに破棄されなければならぬ
と声明した。

◎7.5. タス通信

日韓協定に関する声明を発表

タス通信は権限を与えられて次のように宣
明するソ連の指導者たちは6月22日のべ
られた人民朝鮮政府の立場を深く理解し、
この正しい立場を完全に支持している。

7.6.

◎7.6. フラウダガブリロフ解説員

ソ朝友好、協
力、相互援助
条約4周年

極東の平和と安全のためにソ朝友好、協
力、相互援助条約調印4周年に寄せての
なかで次のように述べた。

ソ連最高ソビエトは、たとえば民主的基

礎に立つ朝鮮の平和統一に関する、朝鮮民主主義人民共和国の提案を支持した、ソ連ではワシントンが押しつけたいわゆる日韓会談と朴正熙かいらい政権と日本政府が調印した不法条約が強く非難された。ソビエトの人々はこの条約は効力をもっていないと見なしている朝鮮民主主義人民共和国政府の正しい立場を支持している。

40. 8. 1. 4

日韓条約韓国
批准

◎ 8. 1. 4 . モスクワ放送 ニコラエフ解説員

韓国国会が13日南ベトナムの1万5千派兵の政府案を可決したことに関連して次のように論評

東京で結ばれた日韓条約は朝鮮の平和的統一、東南アジアと全世界の平和の事案にすでに矛盾している、日韓関係の正常化なるものを意味するだけでなく、ベトナムでの米国の軍事冒険に南朝鮮が参加しているのを日本が完全に支持していることになるわけで、こうして日本は希望するしないにかかわらず世界のこの地域における米國と南

朝鮮の行動の責任の一端を引受けなければならなくなっている。米国はとつくの昔に凡ゆる方法で日本を東南アジアでの自分の侵略的政策にひきずりこもうとしてきた。米国のミエーズウィーク誌が日韓国交正常化を米国の相当大きな外交的勝利と呼んだが理由のないことではない。諸国民は日韓会談を米国の侵略政策の一部であると非難し、かかる条件下で会談を強行しようとする日本の一部の人々の努力ははたして日本の国際的威信と権威を高める上に役立つであろうか。

8.1.4

シェレー
ン副首相一行
訪鮮

◎8.1.6 モスクワ放送

日韓会談に反対する韓国の学生デモを報道して次のように論評
ワシントンの計画は失敗を運命づけられている。なぜならそれは南朝鮮、日本両人民のもつとも断固たる抵抗につきあたっているからである。

◎8.1.8 プラウダ ハムフィンにおける8.1

アのシエレービン代表の演説を報道したが
その中で次のようにのべている。

米國為政層は、朝鮮を統一させまいとし
てあらゆる手段を用いている、その圧力で
かいらい朴正熙一党は日本独占資本と共謀
するにいたつた、ソ連は北鮮が加わらずに、
日本当局と南鮮かいらい閥の分離取引によ
つて、朝鮮全体の問題を解決するいかなる
試みおも断固非難し、1965年6月22
日付声明にのべられた北鮮政府の立場を完
全に支持する。

◎ 9.4 コムソモーリスカヤ、フラウダ、V、
シトミルスキー論評

南朝鮮の朴かいらい集団は公然と朝鮮人民
の利益を裏切つた。この正常化はなにより
も朝鮮分割の永久化をめざす措置であり、
日本独占体の無制限の侵入に門戸を大きく
開くものである。またアメリカの極東にお
ける政治戦略立案者に大きな活動の余地を
与える当面の目標は、南鮮と日本の参加の

もとに侵略的なNATOブロックを作り
上げることである。

この正常化により南鮮は、国内ブルジョア
ー、アメリカ、日本の独占体と三重の搾取
のもとにおかれる。だからこそ南鮮の青年は、
独占体が南鮮の人民にかくれてむすんだ協
定をはげしく拒否している。